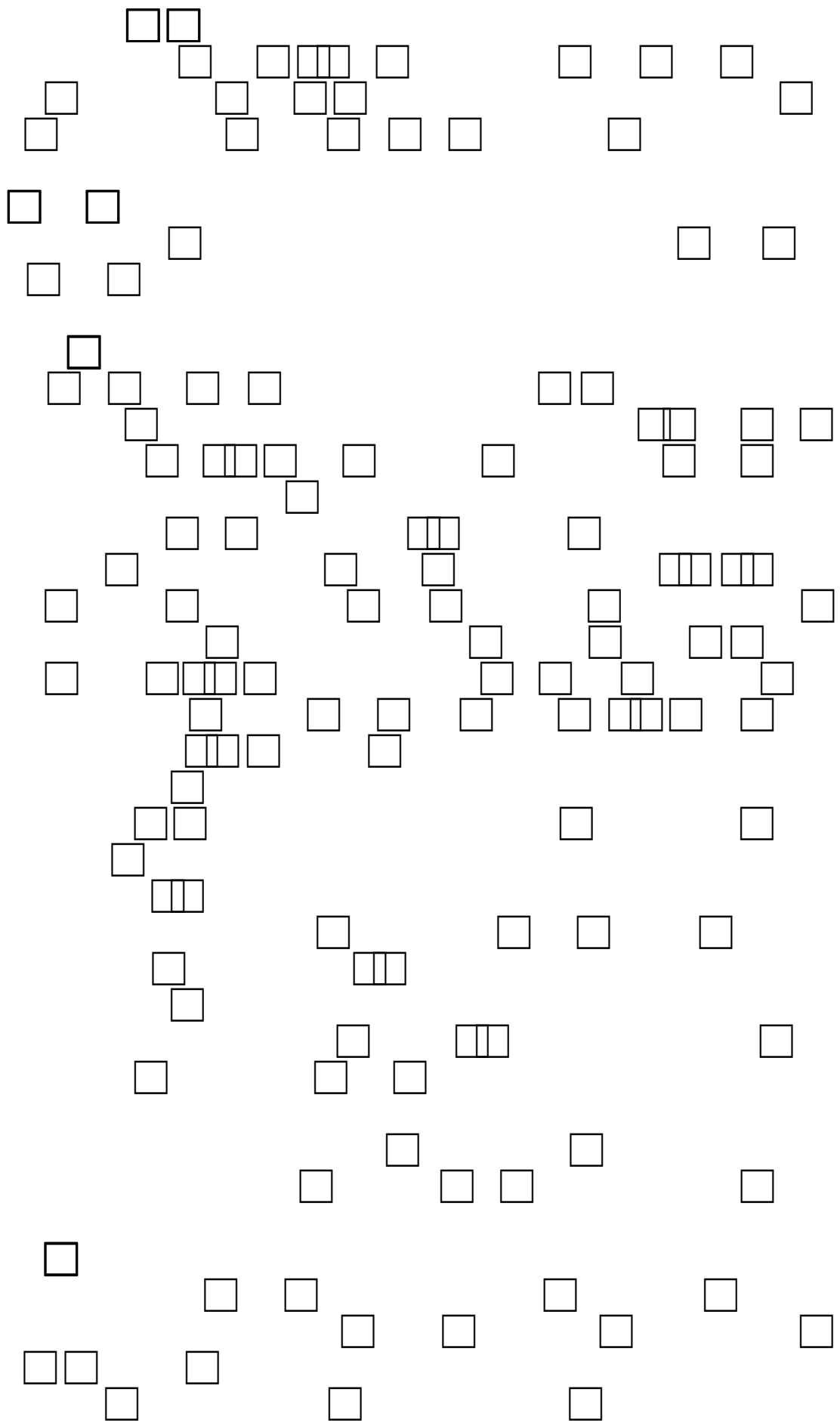
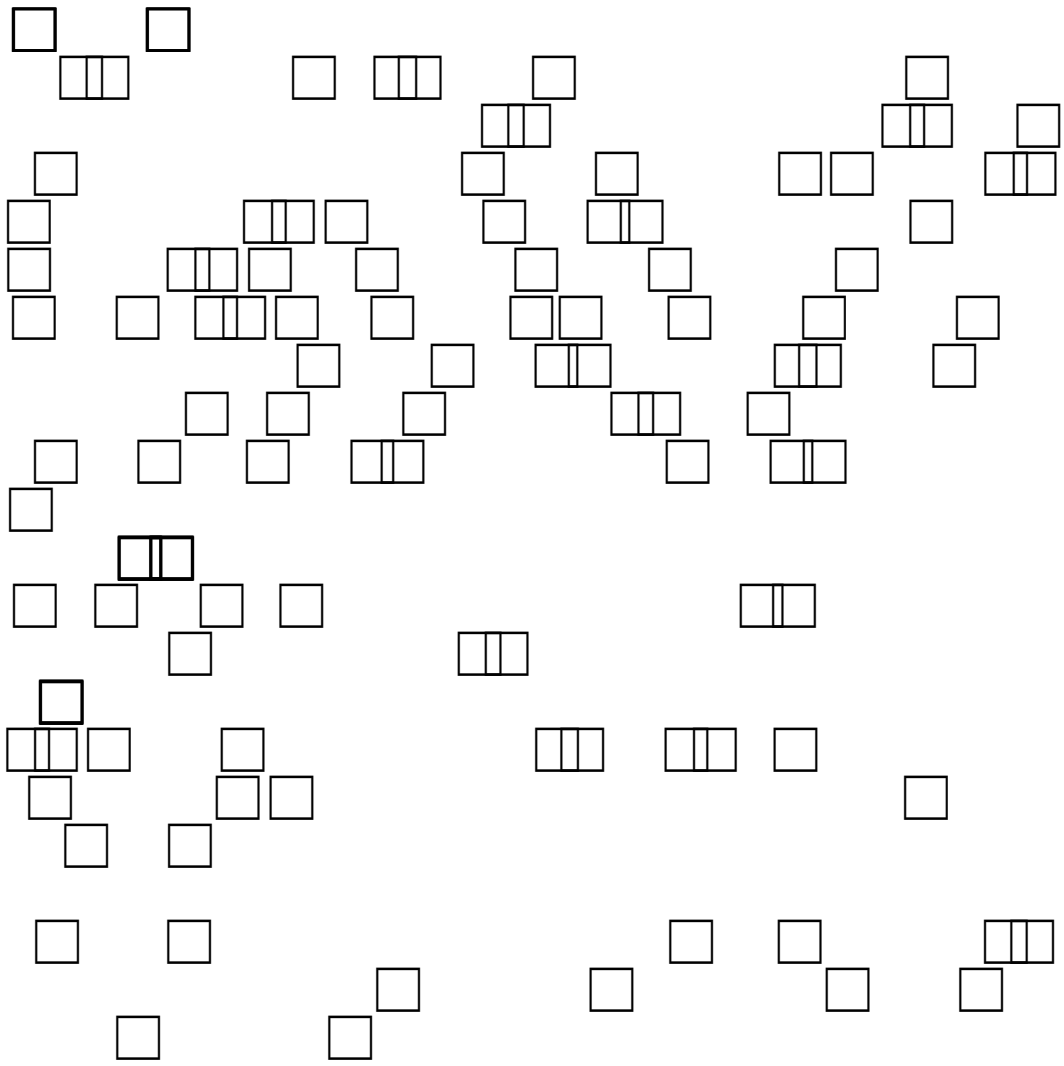
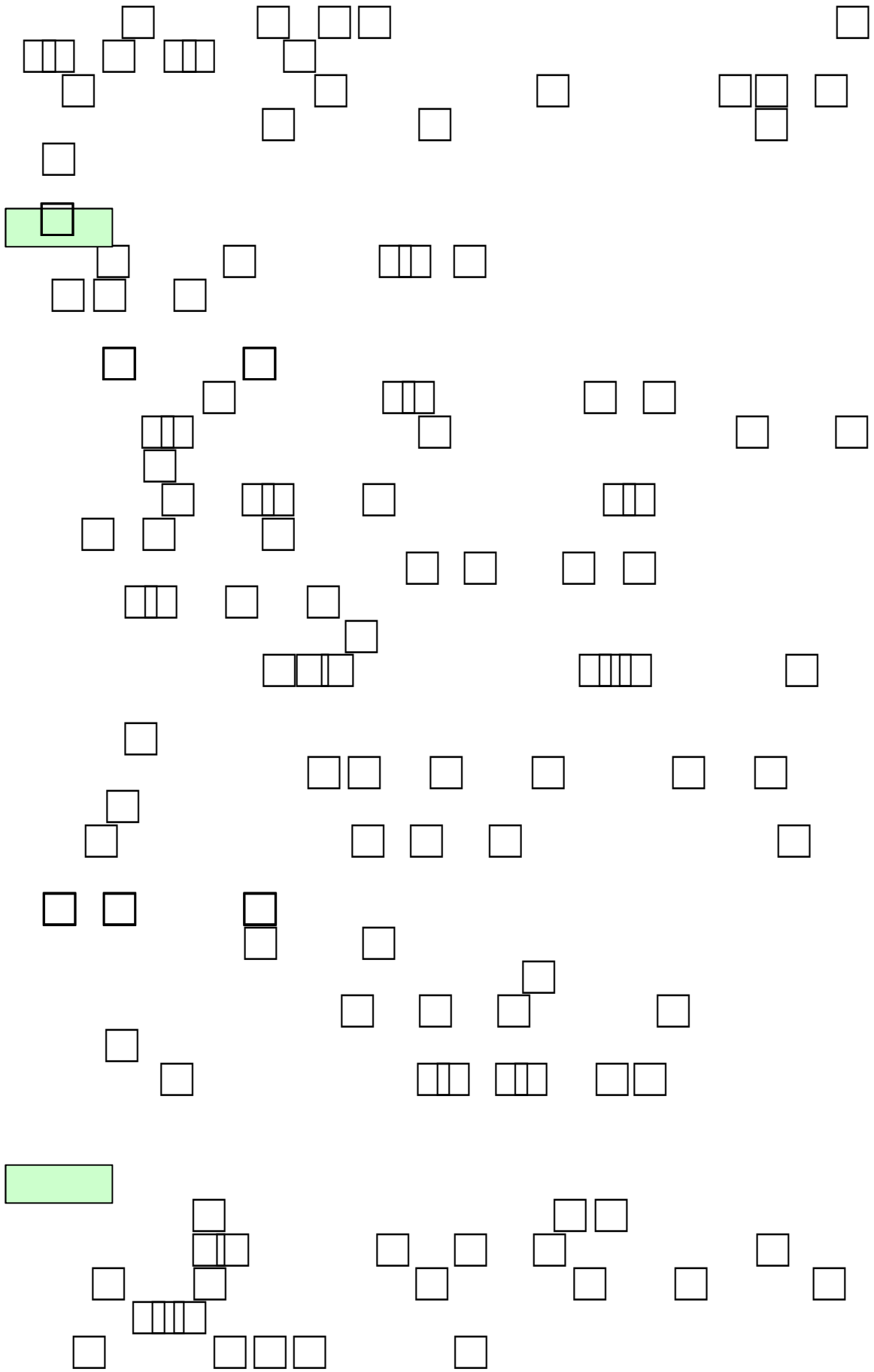


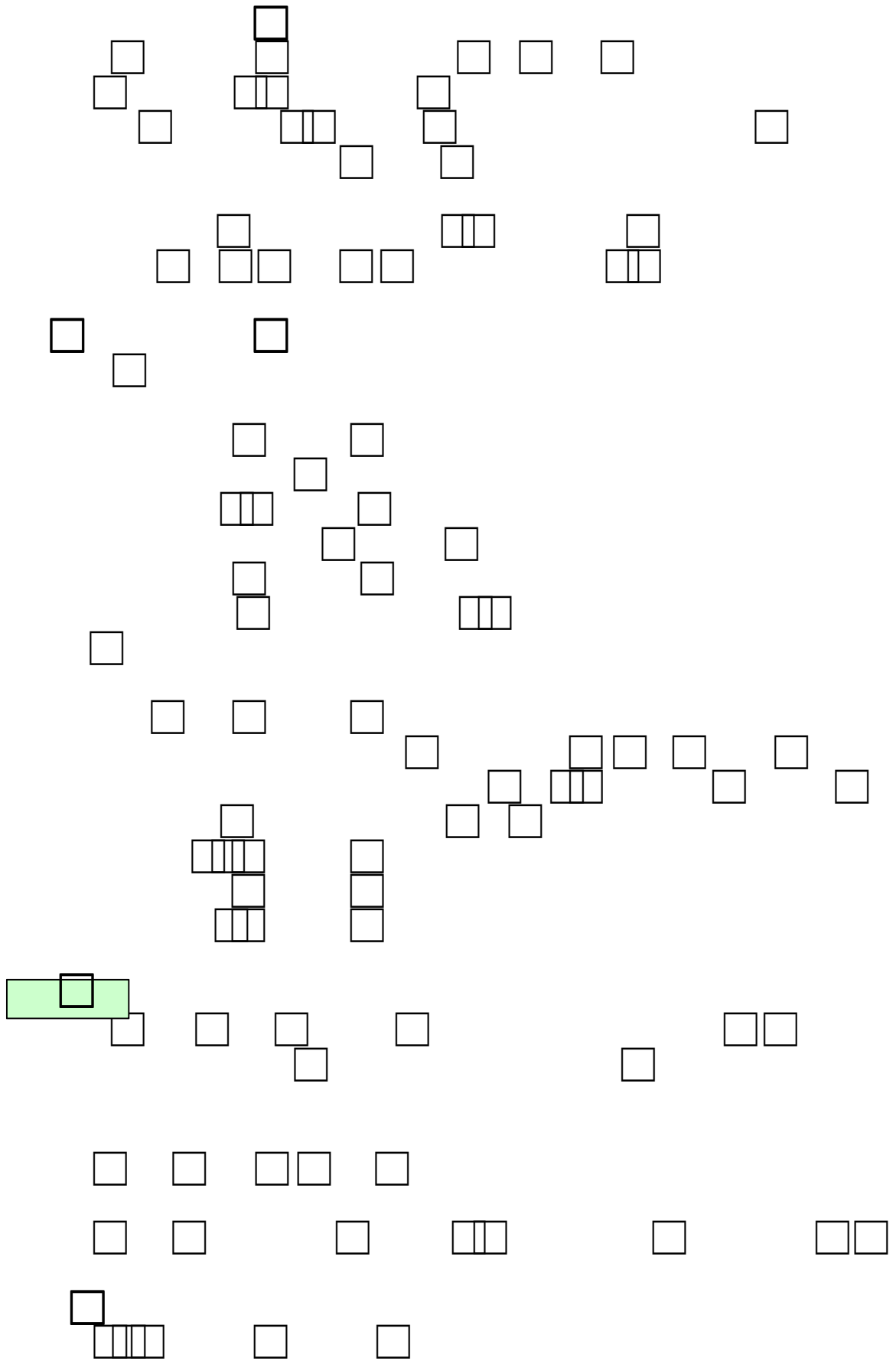
 広島大学











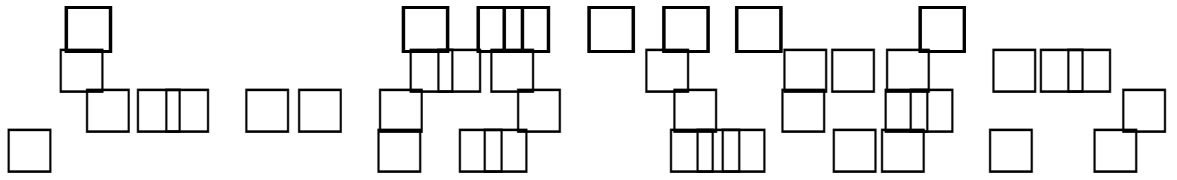




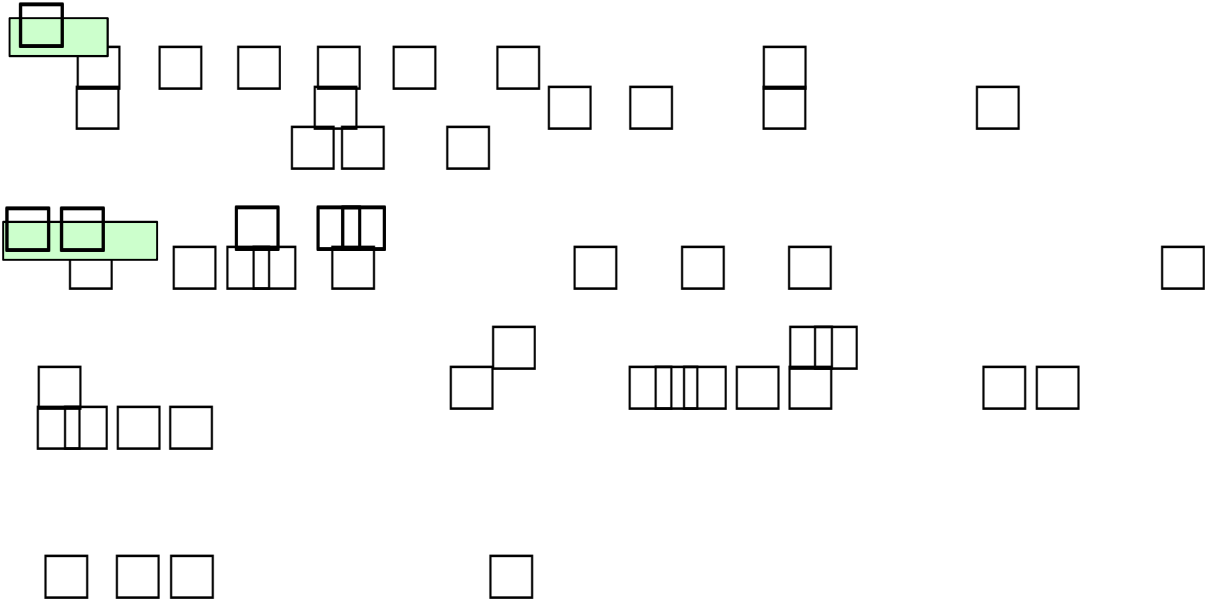








(単位：百万円)





国立大学法人広島大学

学長 浅原 利正 殿

## 平成 22 年度 監事 監査 報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの国立大学法人広島大学の業務)について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監事は、国立大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、帳簿等の閲覧等を実施しました。

また、関係者から報告及び問い合わせを受け、監査報告(銀行振込票、引当金案件、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務報告書等)を閲覧し、関係機関に就いて各種書類(納税記録簿等)の閲覧等を行う等、必要事項について確認を行いました。

### 2. 監査の結果

(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類)は、

適正に表示していると認めます。

(2) 利益の処分に關する書類(案)は、法令に適合していると認めます。

(3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。

(4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

(5) 関係者からの報告及び問い合わせ等について、必要な説明等を行う等、必要事項について確認を行いました。

(6) 役員の仕事執行に關し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

平成 22 年 5 月 17 日

国立大学法人広島大学

監事 西 白 川 千 登 志 (印)

監事 岡 田 泰 弘 (印)

